

雇用仲介事業等の在り方に関する検討会 開催要綱

平成 27 年 3 月 31 日

1 開催の趣旨

雇用仲介事業については、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、有料職業紹介事業等の規制の見直しについて平成 26 年度に検討を開始することとされている。

そのため、学識経験者等からなる検討会を開催し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を行う。

2 検討事項

健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しについて検討を行う。

- ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方
- ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方
- ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方

3 構成員

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。

4 検討会の運営等

- (1) 検討会は、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会長の指示を受けて、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長が学識経験者等の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課において行う。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。